

参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和三十七年二月二十二日(木曜日)

午前十四時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 武治君
理事 館 哲二君
秋山 長造君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
西郷吉之助君
鍋島 直紹君
湯澤三千男君
鈴木 壽君
矢嶋 三義君
中尾 辰義君

衆議院議員

衆議者 網島 正興君
衆議者 加藤 勘十君
衆議者 受田 新吉君

國務大臣

國務大臣 藤山愛一郎君

政府委員

経済企画庁長 曾田 忠君
合開発局長 長谷川 峻君
文部省管理局長 杉江 清君
文部省政務次官 森田重次郎君
厚生政務次官 大上 司君
自治政務次官 柴田 護君
自治大臣官房長 奥野 誠亮君
自治省財政局長 後藤田正晴君
自治省税務局長 後藤田正晴君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員

説明員

経済企画庁長 和泉 一雄君
合開発局長 振興課長 厚生省医 鈴木 信吾君
事務局次長 鈴木 信吾君

本日の会議に付した案件

○離島振興法の一部を改正する法律案 (衆議院提出)

○理事の辞任及び補欠互選の件

○地方交付税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○地方税法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○委員長(小林武治君) ただいまから委員会を開会いたします。

離島振興法の一部を改正する法律案を議題として、前回に引き続き質疑を行ないます。

○矢嶋三義君 先般の委員会に私欠席しておりましたので、質問が重複した場合には、答弁者は簡単に御答弁願いたいと思ひます。

まず、衆議者にお伺ひいたしますが、衆議者は、離島振興に關して長きにわたつて非常に關心を持たれ、御熱心に努力されておられる点、非常な敬意を表するものであります。本法律案の改正をすることに於いて、衆議者として行政府に対して要望したい点とか、あるいは御不満な点とか、感じられておられる点があるかと思ひます。

その点と、それからこの法律を十年延長するといふ内容の法律案を出されたわけでありまして、衆議者として

は、離島振興という立場から、幾多やりたい、やらねばならぬと考えておられることがありまして、早急にせひとも重点的にやらなければならぬという点は、いかようにお考えになつていらつしやるでしょうか、お答えいただけますかと思ひます。

○衆議院議員(網島正興君) お答え申し上げます。

実はこの立法をいたしますときには、厚生設備、それから文教設備というものが、離島は、一般の規定でありますので、非常に事態に合わないなりま

すので、これも特別の立法をしたいというので草案に書いておりましたが、どうしても提案当時の協定ができませんので、ただいまのとおり港灣、漁港、道路及び電氣導入というものを立案いたして提案いたし、その後も一部改正はいたしましたけれども、この線で

やつておるわけでございます。ただ幸いに途中から離島の予算というものを一括して企画庁でやつていただくことになりましたために、離島が島として持つておる特殊性を、その島自身の個性に基づいて計画を立てることができるようになりましたことを非常に感謝しております。この点は、離島担当の企画庁のお人方に感謝もいたしてお

ります。ところが、なお私もただいまでも非常に遺憾に思つております。これは、離島の離島というより、三十軒とか四十軒しか人が住まわらない離島がございまして、ここにはお医者も

ありません。ところが、これは離島一般にある事実なんでございます。どこに離島にもくつついておる。これに對して特殊教場を設けるとか、あるいは医療費に關して特別な処置をする、たとえば療養船というものを作りました、電話があれば特別に行く。なくて

も時日を定めて一定の間は回つて歩くというふうなことも必要があると思ひます。この点は遺憾ながら予算の關係上で、いまだ法律案が通つておりませんので、私もむしろ非常に責任を感じておる。離島の人に申しわけないと思つておりますし、たとえ京橋のまん中に生まれようとも、離島のすみにも生まれようとも、受ける教育に差異のあることは非常に遺憾なことでございます。文教設備についても、できるだけ均等な線を保障したいという考え方で、延期になりました。追つてはこの線も追加して皆さまの御審議を得るような時期になりたいものと希望いたしてゐるわけでございます。

○矢嶋三義君 福祉国家建設、さらに最近の所得格差の是正という角度から考えても、離島振興の問題は、従来以上にその必要性がクローズ・アップされてきていると思ひます。私は国家行政組織法で設けられた審議会の幾つかを承知しておりますし、また、議員立法の立案過程から、その議員立法が公布、施行された後の成果等につきましても、幾つかを知つておりますが、まあ日本の政治面においては、国家行政組織法に認められた審議会、こういうものの中でこの審議会ほど成果を上げたものはない。また、数多くの議員立法の中で、ほんとうに議員立法らしく福祉国家の建設というよりな角度から、これは成果を上げた議員立法はないのではないかと、かように立法府の一員として見ております。衆議者は終始一貫、当初からこの法の制定、その一部改正、さらには行政府のこの法の執行にあつて、国政調査権のもとに、あらゆる角度から関与されて参つた点について、深甚なる私は敬意と、感謝の念をささげるものですが、若干、長時間にわたらぬ範圍内で伺ひさせていただきますかと思ひます。

そこで、大臣並びに政府委員に伺ひますが、先ほど衆議者の見解では、離島の特殊性という立場から、昭和三十三年に予算の一本化がなされ、経済企画庁の所管と相なつたわけですが、先ほどから衆議者から指摘されておりますように、厚生行政と文教とがそれからはずされておる。これは總括的に、統合的に離島の振興をはかり、また予算の効率的な運用をはかる意味から、やはり経済企画庁のもとに、予算の一本化を厚生行政についても、文教關係についてもはかるのが適當ではないかと、こゝろから衆議者の所見が表示されたわけですが、私はそこにごもつともな御所見だと聴取をいたした次第です。これに對する所管大臣の藤山企画庁長官の御見解を承りたい。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 御質問の

と、こういうふうに考えております。
○矢嶋三義君 答弁は承りましたまし

た。
発議者に伺いますが、法律の十條の二項に基づいて政府に意見の具申をなされた重要な問題にはどういふものがあるかということ、それから法律の改正案は十年延長ということですが、その十年という数字をとった根拠ですね、あわせて、昭和二十八年法制定後、昭和三十三年に五カ年計画が制定されたわけですが、今後十年延長するというならば、今の時点に立つて新たな振興計画なるものの樹立を行政府に要請するお気持ちではないかと思うのですが、発議者としてのその辺のところの御見解をお聞きしたい。

○衆議院議員(網島正興君) 実は、年に数回離島振興審議会というものを開いて、そのたびにほとんど漏れなくというくらい政府には建議をいたしておりますが、そのうちで最初から最も重要なものは、総合開発の計画について建議をする、これは昭和二十九年に建議いたしました。そこで、それが総理大臣から大體了承するという承が参りまして、それに基づいて大體開発計画をここ九年間やつて参つたわけでありまして、そのうちで一つ一つ大きく途中でまた転換いたしたのは、最初は外海にある離島だけをなおせば離島というものはちゃんとなると思っておった。これはまあ立案当時の私の知識の十分でございまして、私も、大體生まれが外海の離島に近いところに生まれておりますので、外海の離島の非常にひどいことを知っておつても、瀬戸内海などは、まるで都の中のようなところだと一がいに誤解をし

ておりました。したがって、当時外海だけをねらってやつておりましたが、途中から、瀬戸内海からいろいろ異議が出て参りました。瀬戸内海の離島だつてうんとひどい、一応視察しろというふうなことで見ても参りますと、外海に劣らぬというよりはかえってひどくはないかというふうなものだといふございます。電氣もなければ、漁港なども昔の岩積みのものであつて、いろいろなところがたくさんございまして、そこで、瀬戸内海まで入れるということに、何年でしたか、三十三年にいたしました。これなどがおまな変更でございまして、これも建議いたしましたので、そのとおり運んで参りました。建議したことはほとんど全部いれられております。

で、今度も一つ、最後のお尋ねにお答えいたしますと、なせ十年延期するとしたか、こういうお話でございしますが、これを恒久法にこの際にしたがいにいふやないかという議論はだいたいございまして、ですけれども、周囲の事情から考えまして、恒久法にするということになれば、いろいろな異議が出てくるだらうし、非常に困るだらうから、現行の十年をもり十年やつて、そしてその成績の上で恒久にしなければならぬものは恒久にし、また、このうちで大體十年間でおよそ本土並みに到達したと見えるものはそれで臨む。それから参ります、たとえは本土との距離が遠くなるものもございまして、交通に対する費用等は、かえって本土よりはだんだん高くなつて格差がふえて参ります。こういうものについては新しい立法をしなくちゃならぬ、こういうふうなことで、まず一応十年とい

うものを、従来の期限の十カ年の九年経過した経過から考えまして、あらためて十カ年を求めることが妥当であらう、こういう線に沿つて実は十カ年の延期をお願い申し上げておるわけでございます。

○矢嶋三義君 発議者の趣旨はよくわかりました。
次いで和泉説明員に伺いますが、昭和二十八年、法施行以後、昭和三十一年度の今審議中の予算案に計上されてゐる分も含んで、国費がこの法律に基づいて幾ら投入されたか、その金額を承りたい。

○説明員(和泉一雄君) お手元に離島振興事業実施状況という資料がございまして、その四ページをお開きくださいたいと思います。

○矢嶋三義君 ああ、きょう出したのですか。——いや、そのトータルを言つて下さい。

○説明員(和泉一雄君) 昭和三十三年から三十六年までの分といつたしますか、三十七年度はまだ審議中でございしますが、その分、内定をしておりますものも入れますと、昭和三十三年から三十六年の分と、三十三年から三十七年の分と両方申し上げます。三十三年から三十六年度までは、国費で百十八億八千四百二十七万八千四百、それから今回予算が三十七年度参りますれば、それをつけ加えますと百七十億一千五百六十一万九千四百でございます。

○矢嶋三義君 二十八年から三十二年のは。

○説明員(和泉一雄君) 二十八年から三十二年度までのいわゆる公共事業の分だけ申し上げますと、四十八億五千七百七十二万七千四百でございます。

なお、先ほど申し上げました三十三年から三十七年度の分も、経済企画庁が一括計上した分の国費でございまして。

○矢嶋三義君 総合計は。

○説明員(和泉一雄君) 昭和二十八年から三十七年までの総合計は、二百十八億七千三百三十四万六千四百でございます。

○矢嶋三義君 国家予算の全体からいへば、あるいはわずかとはいふ見方もあるかと思いますが、しかし、この約二百十八億七千万円というこの国費は、最も有効に執行されて、ともかく離島に明るい希望を寄せた意味において、非常に僕は効果的なものであつたと思うのです。そこで伺いたいのですが、きょうは自治省はお見えになつていないのですか。——お見えになつていないのです。では、自治省の政府委員の方と、それから所管の企画庁の政府委員の方に伺いますが、私は、この離島の振興状況を見ますと、地域にかなりアンバラがあると思うのです。で、昭和二十八年に法施行されて逐次指定地域を上げていった、あとから指定されて、あとのカラスが前のカラスを追い越したようなケースがたくさんある。ところが、早く指定されたところでも、熱意といふますか、受け入れ態勢といふますか、その際にはその自治体の財政状況という要素もあると思ふのだけであつて、僕はそれだけでもないと思ふのです。やはりその自治体の財政状態というものにプラスやマイナスの影響を、関心度ですね、そういうものがあるか、ことに受け入れ態勢のできないところは、早く指定されながらあとのカラスから取り残されて放

置されているという島が相当数あると思ふのです。で、こういう点について、どういふように実情というものを把握されておられるか。私のささやかな私見をもつてすれば、国は不十分ながらも一応約二百二十億円というものを投入して、相当調査もし、熱心にあつて、開内でもやられてゐる。ところが、これを受け入れる自治体の中には、非常に熱心なところとそうでないところがあつて、受け入れ態勢を十分やらない自治体があるために、こういう法が施行されておきながら、その恩恵に浴することなく、依然として後進性を続けていくというところは、僕は非常に遺憾なことだと思ふのです。これは自治体を指導されている自治省としては、現状をどう把握されているか、また適切にして強力なる指導を私はいま一段積極的に行なうべきではないか、やつていただきたいというふうな私見を持つて、両省の政府委員の方からお答えいただきたいと思ふのです。

○政府委員(奥野誠亮君) お話のような点が従来あつただらうと思ひます。特に数年前までは、御承知のように地方財政が非常に混乱状態にございまして、受け入れたというふうな状態、特にそういうふうな僻地をかかへました後進地のある地方団体においては非常に顕著であつたのではないかとと思ひます。かように考へてゐるわけでありまして、離島振興法に基づきまして、そういう事業については特に補助率のかさ上げが行なわれ、そのことが即ち地方団体にとってその仕事を吸収する魅力のあるものと考えられるわけでありま

す。それ以上に自治省といたしまして、位置を講じたい、かように考えているわけでございます。

ういう配慮をもう少しされれば、その
県内でやはり前進地域と離島のような

ういう事業をやる場合には、國庫負担率をさらにかさ上げをするという制度をとることにやりました。それらの仕事が進進地方団体において積極的に入れられるようなことに持つていきたいということ、昨年国会において、後進地域の開発に伴う公共事業費に關する國庫負担の特例措置を講じていただいたような次第でございます。幸いにして地方財政も漸次好転に向かう

○矢嶋三義君 企画庁長官はお急ぎのよりですから、企画庁長官に二、三点お問い合わせと思います。今の質問と関連しますから、企画庁長官に質問する前にもう一問いたしておきますが、私が都道府県知事なら、先ほど指摘したような離島がありましたら、もう少し都道府県という立場であたかい手を差し伸べてしかるべきである、それが可能であると思う。國のやることは

ういふ配慮をもう少しされれば、その県内ではやはり前進地域と離島のような前進地域もあるわけですから、その離島のアンバラというものはさらに是正ができて、この議員立法の趣旨に合致するのではないか、そういう意味の行政運用に若干不十分な点があるのではないかという批判を持っております。この点については、自治省当局としてはどういふ見解を持たれているか、先ほどのと関連しますから何っておきたい。

○政府委員（奥野誠亮君） 近年来国と

に国だけの仕事ではなしに、府県としてもやっていかなければならぬ、こういう氣持が強く出て參つてゐるのであります、今国会で御審議いただいておられます諸法律等の成立に伴ひまして、そういう氣持が一段と強くなつてくるのではないかと思いますし、自治省といたしましても、そういうつもりで府県の指導に当たつて参りたい、かように考えております。

○委員長（小林武治君） 矢嶋さん、長官は退席されるそうですから……。あと秋山君もあるそうですから。

劃の基盤ができてくる。したがって現状すぐの場合において離島のいわゆる地域格差が非常に縮まりつつあるとまでは私考えておらぬのでありまして、そういう点については、今後やはり努力をして、そういうような基礎的な条件を整えば、その基礎的な条件の上に立って、産業開発あるいは経済振興がとり行なわれるようにやっていかなければならぬのではないか、こう存じております。

○矢嶋三義君　もう二問いたします。私は引き込みならぬほど開いてきてい

○矢嶋三義君 所得倍増計画が行なわ

れましたけれど、若千替ができて、道

る地域との経済成長動向ですね、さらに掘り下げて、離島の島民の所得としからざる地域との国民の所得格差というものは、だんだん縮まってきたと把握されておられるか、一そうそれらの差というものが開きつつあると認識されておられるか、その長官の認識と、その前提に立つて今後いかように努力されようとお考えになっておられるか、伺いたい。

路ができ、電気がつけば、これからどう
いう産業を興して参るか、所得の水
準を上げていくかという計画を立てて
いかなければ、ますます開いていくと
思うのですね。それで、これは答弁要
りませんが、ちょっと具体的に申し上
げておきますが、河野農政の大きな柱
は、農業構造の改善にあるわけです
が、これらについて相当本年度の予算
も計上されている。しかし、これは、

の是正という見地から、第一次産業を主にする離島の産業をいかに組み立て、振興させるために助成をし、所得をあげるかという点について、そういう特殊な立場から研究立案することが大事だという私見を持っているということ、これは指摘しておきます。これは答弁必要といたしません。

あと二回と申しますのは、発議者の提案理由にも書いてあるわけですが、公共事業を中心として参ったのですが、その公共事業をとつても、離島の全国対比というのは一・四〇％にすぎない、離島の振興面積比の一・五一に比べると、非常に差があるということを指摘しております。

それからここに出された資料を見ましても、離島振興事業費の伸び率は、昭和二十八年を一〇〇として、三十七年度は六九〇・七になっております。この一〇〇が六九〇になつても、これだけ見れば非常な飛躍のような感じがするけれども、その間に指定の島の数というものは九回変わつて追加して参つたのですが、この一〇〇と六〇〇の絶対数だけ見ても評価できないと思つて、これらの出された資料を見ましても、十分な助成がなされていようと、福祉国家建設、格差是正という方向が実現するような手当がなされておるとは言えないと思う。もちろん昨年度の予算に比べて、本年度は約五十一億三千万円の予算が計上されて審議を受けているわけですが、先ほど自治省当局と僕が質疑している、矢嶋さんは離島振興には十分な予算が組んで満足していることとられては私は非常に趣旨が違ひますので、これはあらためて私見を申し上げるとともに、これらに

ついては先ほどの予算の一本化と合わせて、さらに繰上げというふうな意味で今後前進させていかなければならぬ、こういう基本的な方向を設定することが大事だと思つて、この点についての所見を承つておきたいと思つてます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 離島振興が予算的にもある程度は非常な勢いで伸びてきておりますけれども、しかし、現状からいけば、必ずしも満足ではないと思つて、本年度十億くらいものがふえたわけでありまして、しかし、それとて必ずしも今の御趣旨のようない点から見れば十分だとは思いません。しかし、今後十年の期間を延長して、それぞれの計画を立てまして、そしてそれに適応するような、できるだけすみやかな予算措置をやつていくということについては、企画庁として当然努力していくべきことだと思つてます。

なお、お話のように、離島振興法の本来の姿というものは、やはり基本的なものはかりではなく、経済的に繁栄するということが必要で、これはこの方面の新しい高度開発その他に對応して離島の特殊なものがあり得ると思つて、たとえば瀬戸内海にとつては、あるいは小豆島でオリブが出るという離島の特殊な農産物もある得るのではない、あるいは牧畜等もでありますから、そういう点は農林省その他関係各省に十分御考慮願つて、そしてそういう面に必要なら、たとえば農道を作るとか、あるいはそういうような離島振興の方策を立てる点については、われわれも十分考へて参らなければならぬと思つていま

す。また同時に、離島そのものが比較的島嶼でありまして観光的要素を十分持つておりますので、そういうことによつて離島の一面の振興がはかれると離島の住民の福祉が増進できるという面もあり得るわけでありまして、そういう点は総合的に将来の離島開発というものについて考へて参る必要があらうかと思つてます。

○矢嶋三義君 もう一問。私はかつて離島振興対策審議会の委員もして、若干、島も見たことがあるのです。そこでひとつ、具体的な問題としてもう一点長官に伺いたい点は、これはまあ、長官が物価政策等を担当しておられるから、あえて非常に具体的に伺いますけれども、離島航路の公営化ですね。これはわれわれ離島に住んでおる人を見ますと非常に足の問題があるわけですね。で、若干飛行機の空港も設けつあるわけですが、非常に足の問題があるわけですね。それで、同じ船があつても、これは国鉄運賃に比べると二倍、三倍というもので、しかも回数が少ないから、時間的なロスを入れますと百三十万の離島に住む人にとつては、たいへんな問題なんですね。これが公営の場合と、それから民営の場合とがあるわけですが、安全とか能率とか、それから足貨の問題、それから生産物の輸送に伴う価格の影響とか、そういう点等総合勘案するときに、離島問題の場合には、やはり航路の国営化、あるいは自治体による公営化というのには非常に大きなファクターではないかと思つて、これがすべての物価関係にも影響してくる重要なファクターになつておると思つて、この点について、今の時点に立つて長官はどういう認識

を持たれるか、また、どういふ方向で検討なされようと思はれるか、この点を承つて、ほかに質疑者があるようでありますから、きょうのあなたに對する質問を終わりたいと思つてます。

○国務大臣(藤山愛一郎君) 離島の交通のために離島自体の物価の上いろいろな影響がある。単に交通の便、不便というばかりでなく、その点は私もそうだと思います。また、それを改善することが必要だと思つて、ただ、今すぐそれが国営であるとか、公営であるか、あるいは他の助成方法によつていくのがいいかということについては十分検討した上でないと結論を申し上げかねると思つてます。

○秋山長造君 恐縮ですけれども、ちよつと希望を若干申し上げて御見解を承つておきたいと思つてます。先ほど矢嶋委員から出る御質問が出たので、大体それで尽くされておると思うのですが、長官がお見えになつておるので、特に長官に私はお願いしておきたいと思つてます。先ほど質問がありましたように、率直に申しますけれども、率直に申しまして三十四年に企画庁に離島振興課ができて予算が一本化されたということは、確かに大きい前進だったことをわれわれは認めるので、すけれども、ただしかし、その後の実際の現実的な離島振興対策というものを承つておきますと、やはり依然として離島振興対策審議会あたりにはまかせ切りにしたような格好らしい。それからこの国会あたりを中心とした動きにしても、今見えてくる議員の方々のような、離島関係地区選出の議員の個人的な努力に待たれてしまつてい

るような形になっているのが実情だと思つてます。これではもういつまでもたつても地域格差の是正というようなことは、これはもうとうてい不可能だと思つて、大臣のところでも、特に担当の大臣ですから、後進地域の開発というふうなことに、おくれればせながら力を入れておられることは、これは率直に認めるわけですが、ただ、離島というものは、いわゆる後進地域よりも、もつとそれよりも以前の後進地域なんですよ、いわゆる企画庁あたりでいろいろな計画を立てる場合に、おつしやる後進地域の中にはもう入らないような、問題にならぬ後進地域なんですよ。そこで本土を中心にしたいろいろな経済開発、あるいは今度の新産業都市建設促進法ですか、ああいうものによつて本土の地域開発といつてのは、これは相当バランスがとれてきていくのだろつとは思つてますけれども、そうなりますと離島はますます置き去りを食つてしまふと思つてます。

早い話が今の道路の問題にしても、離島の島の中の道路に対する補助率といふようなものは、本土の場合よりは多少余分に見えておるけれども、むしろ問題は離島内の道路よりも、本土と離島との間の道路が問題なんですよ、申すまでもないけれども、航路の問題、本土の人はほとんどいふ道路ができて、しかもほとんどいふ道路ができて、全部ただで自由に通行できるのに、離島に生まれたばかりに、本来ただであるべき本土への往來が、全部非常に負担がかかるというふうなことが、もうすでに非常に天然自然のハンデキャップがついておるわけなんですから、ですからそういう点を十分考

慮されて、これはまあ離島航路の公營化というくらいのこととは思ひ切つてやはり企画庁あたりで計画を立てて打ち出すくらいの意気込みを、大した費用はかからぬわけですから、見せていただかなければ、なかなかこれは言うべくして実効は上がらぬと思うのです。私、私も、いろんなことを言うて御迷惑です。それから一点だけ申しますが、三十四年から離島振興課ができて、今日までは企画庁の名前でいふ膨大ないろんな計画書が出されているにもかかわらず、この離島の振興の問題については、今日まで何一つ見るべき資料も何もできていないですね。これはあながち担当者不勉強だとか、怠慢だとかということじゃないと思うのです。そうではないに、やはり政府自身の、あるいは大臣自身の離島問題に対する熱意の置きどころというものが、おのずから何かほかの部面と隔たりにあるから、だからそういう結果になつて現われているのじゃないか。あるいは予算の問題も多少あるかもしれない。あるいは人員構成の問題もあるかもしれないけれども、実情としては、もう何にも資料はないわけですから、この前の委員会に私は何にも資料がないもので、せめて速成でもいいから何か離島振興に関する企画庁としてのまとまったものを、一夜づけでもいいから、出してほしい、こういうことをお願いして、こういうものが出たのですけれども、これもとにかく文句が書いてあるのはページだけで、あとは全部今までのだけだ、事業やったかという統計数字がくっついていただけです。これはもう離島振興課の皆さんの怠慢だということは決して申

しません。それは熱意をもつてやっておられることはとしますけれども、しかし、対外的に、あるいは離島民に對して、あるいは国会に對して、離島振興課という課がわざわざあつて、そしてこの重要な法案の審議をするのに、その担当課から、あるいは何も担当の役所から資料も出し得ないという状態は、これはもう何としても私はやはり政府の離島振興に対する熱意の薄い証拠であらうと断定せざるを得ない。したがって、私が大臣に特に望みたいことは、たとえば文部省でも離島の問題、いろいろ調査等にむずかしいという点があることは認めます。苦勞の伴うことは認めますけれども、しかし、その点は離島のみならず、いわゆる山間僻地の僻地の問題にしても似かよつておる。ところが、文部省あたりは私も文部省のやつておられることは必ずしもいいことばかりやつておられるとは思いませんけれども、しかし、少なくともこの僻地教育なんかについては、これは島の問題にしてもあるいは山間僻地の問題にしても、僻地教育の問題については文部省はなかなか毎年割合行き届いたいわゆる僻地教育白書のようなものを出しておられるのですよ、ずっと。私はいつもこれを拝見して文部省にははなかなかいことができておるなと思つてその点は私は認めておるのです。長谷川さん、ほんとうにそうですよ。力を入れてやつて下さいよ、もっと。ところが、そういう計画なんかを作ること一番専門にやつておられる経済企画庁が、所得倍増計画だなんだいう膨大なものを、さげ切れぬような膨大な資料を次から次へ出されるにもかかわらず、僻

地の振興については、こっちが特にお願いをしてこれだけの、一ページの資料では、これはもう問題にならぬと思うのです。ですから、この点はやはりおのずから政府の力の置きどころあるいは企画庁内における比重の置きどころというものがそうさせておると思う。ですからやはり本士ばかりが幾らよくなくても僻地がますますほつておかれたんでは困りますから、だから離島の振興対策ということに對して、私は大臣が先頭に立つて強い政治力を發揮していただいて、もっとやはり民間団体にもかせ切りにするのでなしに、政府自身の手でもっとこれはやっぱり総合的な計画書くらいは、たとえば離島白書くらいなものには早急にまず出して、それでまずのろしを上げて、そして離島振興を積極的にやはり推進していただきたい、各大学なんかには離島の問題なんか緻密に研究しておられる学者なんか相当おられるようです。そういう人たちに對して、これは企画庁自身でやらねばならぬ、研究費でも出していろいろな調査なんか委託してもいい、そのくらいなことは断じて、藤山さんがやつておられるうちに先鞭をつけておいていただきたい、これはもうぜひお願いしたいと思つておる。○國務大臣(藤山愛一郎君) まことにどもつともな話でありまして、そういう点について、はなはだ届いてなかつたことと思つて、今後ひとつでできるだけそういう点に注意をいたしまして、そして離島の現状なりあるいは離島の将来の問題点、あるいは過去における離島の振興の状況なり、そういうものをまとめて白書というふうなえらい形であるかどうかは別として、十

分皆さんの御理解を得て問題を解決するようにして、企画庁も努力していきたいと思つておる。○秋山長造君 ぜひひとつやつていただきたいと思つておる。○委員長(小林武治君) 大臣よろしゅうございます。○矢嶋三義君 厚生政務次官、お急ぎのようです。先きに承りたいと思つておる、長谷川政務次官もお忙しいことはわかつておられますが、先ほど経済企画庁長官に承つたのですが、お宅関係の予算一本化に入っていないわけですね、これが一本化されることについて、次官としてはどういう見解を持たれておるか。あわせてやはり人命尊重という立場から発議者も指摘されておりました、医療の問題です、この点についてはどういふように把握され、どういふ御努力をなさつておられるのか、発議者は昔から、昔といふとおかしいが、数年前から医療船で、巡回医療でも強力にやられたらと、巡回医療でも強力にやられたらといふことをずっと主張され、若干医療関係も前進はしているのだけれども、しかし、ときたま島に行つてみると、ほんとうに気の毒ですよ。厚生省當局としてはどういふ御見解を持ち、どういふ御努力を過去においてなされ、これからやられようとするのかお答えいただきたいと思つておる。○政府委員(森田重次郎君) お答えいたします。厚生省においては昭和三十一年度から僻地医療対策を推進してきて、現在までに離島については三十九の無医地区に僻地診療所を設けております。その整備費及び運営費の赤字に對しては二分の一の国庫補助

を行なつてきておるのであります。明年度においても僻地医療対策の一環として、僻地診療所の設置を必要とする離島については、国庫補助によりましてその設置を推進する予定であります。なお、僻地診療所の整備につきましては、診療所が大体二十五坪、医師住宅十二坪、計三十七坪を国庫補助の対象としてその経費の二分の一を補助しておる現状でございます。僻地診療所は医師、看護婦、養護員三人分の人件費、医療費等の運営費につきまして、その赤字の二分の一を補助し、診療所の維持に努めているところであります。また、入口三百人未満のため僻地診療所の設置条件に適合しない特別の僻地の療養を確保するため、昭和三十六年度から巡回診療船による巡回診療を実施することとし、本年度はとりあえず長崎県に一定分の国庫補助を行ない、目下建造中であります。この巡回診療船は排水量三十五トンのものであつて、長崎県五島列島において巡回診療に従事する計画であります。巡回診療の実施につきましては、特別僻地一カ所につき、おおむね十日ごとに巡回することとし、特別僻地のより港に寄港の上、医師、看護婦が医薬品、衛生材料等を携行し、特別僻地の集会所、公民館等において患者の来集を求めて診療を行なわんとしております。なお、巡回診療船につきましては、明年度も二隻分八百万円——一隻四百万円ずつであります。この現状について補助を予定した離島の特別僻地の医療確保に一そう努力して参りたいと存じております。なお、総合予算の実施につきましては、厚生省の意見であります。これに

るわなところによつて悪循環して
おると思ふのです。それで一般抽象
論、原則論は省いて、率直に伺いた
い。それは、まあ今の学校教育、義務教育に
焦点を絞つても、PTAの負担とい
うものは非常に大きいわけですね。こ
とに施設、設備の充実にかかつてはP
TAの果たす役割が非常に大きいわけ
です。ところが、離島では、そのPT
Aなるものはおおむね非力なんです
ね。人口が少ないから、それから特別
の大企業があるわけじゃないですか
ら、だからPTAにおんぶされておる
ような文教政策が日本に行なわれる限
り、離島の教育水準の向上というもの
は非常に困難なわけですよ。で、率直
に言つて、学校を建てる場合に、さ
きちよつと出ましたが、輸送関係等
予算の補助配分するときに、今度の単
価で配分されてはとても負担にたえ切
れないと思ふのです。そこから非常
に貧弱な施設設備になるという点です
ね、こういう点の配慮というものが
あつてしかるべきじゃないか。それか
ら、離島はおおむね暴風雨によつてさ
れますし、場合によつて、これ
は住民の生命、財産を擁護する施設に
もなるわけですね。したがつて、地元
になかなか負担能力がないだらうけれ
ど、長い目で見るならば、これは永久鉄
筋建築にして、それだけの助成とい
うものを図がしてしかるべきじゃないか
、こういう点と、それから学校教育、こ
とに社会教育の公共施設ですね、公民
館、図書館等というものは惨たんたる
ものだと思ふのです。こういう点に
ついて、やはり離島振興法の趣旨を
いかして、予算一本化というような考
えから、他の事業に対する高率補助を

して本土と区別をしてる角度から配
慮すれば、離島の学校教育、社会教育と
いうものは飛躍的に向上するのじゃな
いか。それが百三十万の離島の人々の
民生安定、生活向上につながる、時日は
かかるけれども根本的な方策になるの
ではないか。そういう点で、先ほど秋
山委員から指摘されたように、文部省
で研究をされ配慮されている点は多々
認めます。しかし、百尺竿頭一歩を
進めていただく必要があるんじゃない
か。ということば、曲がりなりにも、
若干港ができ、道ができ、電気がつ
き、簡易水道等もつくような段階に來
たので、そういう点に前進すべきでは
ないかと思ひますので、その点現状認
識とお考えをひとつ承りたいと思ひま
す。

○政府委員(長谷川峻君) 離島につ
いて御熱心な御質疑、私も実は離島振興
法ができるときにやつた一人です。か
ら、しかも指定地域の中には私の選挙
区があるから、選挙区のある者はこれ
はよくわかると思ひます。実情が、
文部省の立場からしますと、交通関係
が離れているからといって、離島と本
土というものは特に区別するわけじゃ
ありません。その点は、僻地というよ
り、さつき秋山委員からおほめの言葉
がありました。私のほうには僻地振
興法はないけれども、ちゃんと、き地
教育振興法でそういう手当を従来やつ
てきているわけですね。特別助成とい
うものは、へき地教育振興法でほかの
のよりは行なわれている。それがおほ
めの言葉の一つにあつたと思ひます
が、やはり集会所とか、そういうもの
も、歩いてみますと、必要なことはわ
かりますし、今までも、三十三年から

相当予算も出しておりましたが、その
中に、今社会教育関係で、僻地集会所
あるいはまた特に僻地ということば
寄居舎の問題とかというものを予算の
中に入れておるのです。本土の山村と
違つて、私たちも見ますと、映画
にもあるように、喜びも悲しみも幾歳
月」というような、ああいうふうな話
があるように、どうしてもやはり最後
に教育にきますから、これはますます
私のほうでも力を注いでいかなけ
ればならない、こう思つております。
それからもう一つ、これは私見です
が、そういうふうな、私のほう自体と
しては、文教の府という立場から、僻
地振興という建前ではしてございま
すけれども、これは文教関係の予算を
ただ一本どこかへ持つていったから
といって私はできるものじゃないし
て、そういう実情をよく認識している
ところが、地方の要請に應じて、また
こちらからお勧めいたしまして、こ
ういふ恩典があるのだということなど
よく教えてやつて、地方の空気を盛り
上げることをやりながら、手当が十二
分にできるように努力してやるべきが
本筋ではないか。ただどこかに一
本に、僻地関係だからといって、ぼん
と文教も何もかも持つていくというこ
とがよいという感じは、私は今のところ
ないと思ひます。それは今のところ
ろいたしてございません。そうした意味
で、従来もやつてきましたが、今から
先もやつていきたい、こう思つてお
ります。

たの発言だけに、非常に迫力があつ
て、やはり一つの見解だと思ひます。
私は具体的に説明を伺つたのですが、
単価を考慮するとか、鉄筋の問題を考
慮するとか、さらにバス、ボートは、
へき地教育振興法が叫ばれるところか
ら、文部省で考慮されて、本年度の予
算にも、明年度の予算にも、出ている
わけですね。適正規模の学校に子供を通
学させるという目的からも、バス、ボ
ートの必要性というものは非常に大き
いと思ひます。問題は、やはり補助率の問
題だと思ひます。港等が新設あるいは開
設される場合は、一〇〇%の補助ある
いは八割の補助がある。ところが、離
島の学校建築とか、バス、ボートをや
る場合には、その補助率が下がるとい
うことは、離島を振興して、離島の人
の福祉増進という立場から考えると、
やはり僕はちがひがござないかという
感じがするわけですね。それで、バス、
ボート等の補助率の問題とか、あるい
は学校建築の単価の問題とか、それか
ら建築構造を鉄筋に重点を置く問題で
あるとか、これらの点については、予
算編成のときにそうしておかなければ
ならぬが、離島にだけ鉄筋を持つて
いって、平地には鉄筋がいかなつてし
まうと、これは政府全体の問題になり
ます。その点の御見解を政務次官に伺
いたい。

○政府委員(長谷川峻君) 離島を歩
いて見ますと、学生諸君がどこからか提
供を受けたボートを皆でこいで学校に
行くのですよ。そういう姿を見れば、
結局、私のほうでやつていくスクー
ル・バス、ボート、そういうものに予
算をやりたいという認識と同情が出て
くるのですよ。それと、文部省として
は、一般論として、やはり将来新築、
改築する学校は鉄筋のコンクリートに
していくべし、しかもなるべく、ここ
に自治省もおいでになります。自治
省にお願いして、あまり地元には負担
をさせないで、足りない分は起債をお
願ひ申し上げたい。鉄筋でいくこと
が、ああいう島です、海岸線です。か
ら、暴風雨、津波、そういうときの防
災にもなりますし、それから建物その
ものが長持ちするという原則論もある
わけでありまして、これにやはり当
てはまるように私のほうで努力したい。
ただその場合、どうしても、皆さんに
せつかくいろいろふりなまじめな真剣
な御討論を願つておりますから、そ
ういふ空気を盛り上げていただいて、予
算編成までしっかりと応援してもら
なければ、文部省ではなかなか大へ
んなことだと、こう考へております。
○矢嶋三義君 自治省の政府委員の方
に伺ひますが、今の文部政務次官の御
見解は、いかがでしょうか。
○政府委員(奥野誠亮君) 私ども、校
舎につきましても、あと限り木造か
ら鉄筋校舎に比率を移していくとい
うことが非常に重要なことだと考へて
いるわけでありまして、したがって、
文部省におきましても、できる限りそ
ういふ方向に国庫負担額をみていた
くことにしまして、そういう配分を離
島についてやつていただきます限り
は、地方債につきましても、当然それ
に対応するものを見ていくというよう
にいたして参りたい、と考へておりま
す。

○矢嶋三義君 たいへん長くなって恐
縮ですが、あと二、三問で終わります
が、企画庁の説明員の方に伺ひます

が、きのう私予告しておきました、この離島の人々の所得の変動と、今度の国民の所得向上との関係です、そのういふものは、まああなたのところは、公務員の数が少なく、とてもこんなデータを整える余裕は持っていないしやらないと思ひますが、個別的なケースでもおつかみになっておられれば、それを承ることに、よって全体的なものをある程度類推できるかと思ひます。それで、所得水準の変動という立場から、あつた限りのひとつ答弁をしていただきます。

○説明員(和泉一雄君) 実は、矢嶋先生から昨日御指示がございましたので、調べましたことを申し上げます。

概括的に言ひまして、私のほうで所管しております島は、人間の住んでいゝる島が三百二十一ございまして、そのうち、外海にある島の、主として漁業を中心とする島、それから農業を中心とする島、それから形態としてその半分々々という島、この三つを取り上げました。それから内海につきましては、純粹の農業の形の島、それから漁業の形の島、この五つについて、昭和二十六年から三十二年までの一人当たりの生産所得を出してみただけでございます。それを全国の昭和二十六年から三十二年までの一人当たりの生産所得と比較したものを作ってみました。でございますが、外海の漁業型の代表的なものとして、宮城県の大島というものがございまして、それは昭和二十六年の一人当たりの所得が三万七千六百四十で、これを一〇〇といたしますと、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二と漸次増加いたしまして、三十二年には五万八千円の生産所得を

上げております。これを、二十六年を一〇〇にいたしますと、三十二年には一三六になります。全国の昭和二十六年の一人当たりの所得は、二十六年を一〇〇にいたしますと、三十二年に一七〇でございます。またどういふ全国的平均までは及んでいなかったという結果が出ております。また逆に、農業につきましても、これは長崎県の壱岐——最近漁業にも相当力を入れるようになりまして、三十二年までは農業の型に属する島でございまして、昭和二十六年一人当たり三万二千四百四十円、昭和三十三年に四万六千七百七十円、二十六年を一〇〇にいたしますと、三十二年には一四二という数字

で、これもまた全国の平均の一七〇には及ばなかったという結果が出ております。しかしながら、また混合型という形で東京の八丈島を比較いたしました。二十六年は三万三千三百四でございましたが、三十二年には六万六千二百四十と、非常に一九〇%まで伸びておる。これは八丈島は、先ほど来先生からお話ございましたように、島の持つております自然的な気候条件を利用して、ここには鑑賞用の観葉植物を相当積極的に取り入れたというところ、また最近クサヤの干物に多少活路を見出しておる面もございまして、そういうような面で混合型として一九〇%伸びておる、こういうような実情でございます。

また、内海の農業型の島としては、岡山県に真鍋島というものがございまして、最近花卉園芸に活路を見出しまして、積極的に進んでおる島でございまして、昭和二十六年にはわずかに一万四千八百五十円の生産でござい

ましたのが、昭和三十三年には二万五千四百二十円と、率にいたしまして一七五%、全国平均よりも進んできておるという例もございまして。

また、もう一つの内海の漁業型に属しますところの香川県伊吹島というものがございまして、そこは漁業に専念しておりますので、平素から非常に一人当たりの所得は多いのでございまして、そこは相変わらず、二十六年が一〇〇%にかかわらず、三十二年は一三三%だといふように、非常に低迷しておるというところがございまして、一がいには日本の島全般について類推することはなかなかむずかしいでございますが、島によつては、国の施策、県の指導、それから島民の意欲というものがによりまして、非常に成果を上げておるところもございまして。また、矢嶋先生から御指摘がございましたように、県が必ずしも世話をしていないというわけでもございまして、その島の置かれております自然的な、社会的な条件、あるいは島民の生産意欲の高くないといふような面で、こういうふうな結果が出ておるとは申し上げかねますけれども、そういうような面もある島もあるのではないかと、かように了解しております。

○矢嶋三義君 よくわかりました。これで簡単に結論めいた類推はできないけれども、やはり低迷していることは一つあると思うのです。全国的にその二十六年を一〇〇とした場合に、三十二年が一七〇であるとなれば、同じ速度で上昇するとすれば、後進地域はカーブは上がりやすいのですから、一般全国的平均の一〇〇が一七〇になると、離島の後進地域は一〇〇が二〇〇

にも二五〇にもならなければ、同じ速度で上がったということにはならない。それが一七〇の水準よりも一般に低いという類推ができるということ、これは、やはり低迷して不十分だということとが一つ言えると思う。もう一つ類推できることは、八丈島に見られること、施策よろしきを得れば非常に明るいのだ、望みなきにあらずといふ類推ができると思ひます。私も天草の資料を持つておるわけですが、あなたから若干の計数を承つて非常に参考になりました。しかし、国家予算は膨張して参るわ、さつき出ましたように、農業構造の改訂とか、あるいは新産業都市建設促進とか、そういうものが推し進められて、そういう方面に膨大な国家予算がやや重点的に投入されて参るようになりまして、離島に対する考え方、施策というものは、従来よりさらに次元を高めないで、格差是正というものは逆の方向に行く確率は相当大きいという点を僕は指摘して、関係者の善処をお願いしておきたいと思ひます。

もう一点説明員のあなたから承りましたのは、きょう出た資料で進捗率ですね、これ非常にアンバラがあるのです、合計としては五二・七%。だから、十年間同法を延長する改正案が出た大きな理由になっていると思ひますが、この進捗率のアンバラというのは、どういふふうに判断したらいいのでしょうか。

○説明員(和泉一雄君) 進捗率は、事業ごとの進捗率でございまして、それとも地域ごとの進捗率でございまして、

事業別でなく、島別に。○説明員(和泉一雄君) これは、昭和三十三年から三十七年の全体計画を立てました際には、当時の感じとして、大体五カ年間でおおむねこの程度の事業は必要であるという観点に立ちまして、ここに地域的に計画を作つたわけでございます。しかしながら、三十三、三十四、三十五年と、こう推移していきまして従ひまして、全部が全部国費で事業を行なうということでございます。もししたら、私のほうでも地域ごとに入することができるようになってござい

ます。しかしながら、先ほど申しましたように、農業に専念する島、漁業に専念する島、あるいは半農半漁の島と、地域的に、島ごとに検討いたしました、非常に千差万別でございまして、漁港、港湾というふうなものにつきましまして、相当大規模に要求がある。農業、あるいは土地改良というものにつきましましては、補助率が非常に低いために、要望はしたいのだけれども、地元負担がなかなか伴わない。ものによりましては、電気あたりは、私のほうからぜひつけて差し上げたい。まあ県も本来電気は、国が三分の一、県が三分の一、地元の農業協同組合あるいは漁業協同組合が三分の一という原則がござい

ますが、県によつては、残りの三分の二は全部県で出しまして、ですから、電気を引つてはいたしたいといふところがありまして、私どものほうも県と相談いたしましてつけてやろうといたしましたところが、その維持費がもうない。したがって、島の生産を上げて毎回維持費が出せるという域に達するまでは電気は遠慮いたしま

か。○矢嶋三義君 いや、最後の表ですね、

すというふうな非常に哀れな島もございまして、現在の法律の範囲内で私どものやれますのはたかだかその程度でございまして、それから先のことは、ずっと維持費を毎年補助をしてあげるといふ制度もございせん。したがって、ここに計画は載つてありますけれども、私のほうが何とかしてやりたいというふうなものも、やうやうなものであるわけでございます。これは、単に電気だけに限らず、地元負担の伴うもの、あるいは県費の伴うものについては、多かれ少なかれ非常に数多くのものがこの中に含まれております関係で、勢い私のほうでは、相当きめこまかに検討して、県とも相談して、やうやうなものであるべきでございます。現実には、いろいろな事態が起こりました際には、私どもの期待に反したような結果が出てくるを得ないという実情がこの表に現れておるといふふうに御理解いただきたいと思つてございします。

○矢嶋三義君 最後に、お願いと、老婆心ながら注意喚起しておきたいと思つてございします。そのお願いというのは、まあ島自体の行政能力が大きな原因にもなるけれども、失礼だけれども、勉強不足のところもありません。だから、こういう後進地域、特に離島の問題については、あなた方非常に手薄で骨折れることでしょうし、都道府県でも、知事によると重点的に取り上げている県もありますが、それなるところが割合に多いとあらば、その島の自治体の職員が積極的に研究、勉強されるという要素がないというところ、なかなか前進しないです。だから、指導行政を強化するということ

は、僕は大切だと思うのです。この点、あなた方人数が少なく、十分届かない点があるかと思いますが、協議会等の民間団体もあるわけですから、タイアップして十分を進めていただきたい。このアンパという点で私が言ったのは、これを見ますと、やはり非常に進んでいるところがあります。たとえば、長崎県なんか見ると、進んでいるんだ。これは発議者の綱島先生のような方がいらつしやるということもそうだと思うし、地域も非常に御熱心だと思つてございします。しかし、まさかと思ひますが、船も一番先から――発議者の綱島先生が前から言われておつたことですが、最初に船がでるようになった、まず長崎に船が行つたといふことですが、予算等の配分については、そういうことは万々ないと思ひますけれども、先行してよくいっているところにもますます重点的にいくというふうな形にならぬで、もっと科学的に、合理的に、すべての島が振興できるように行政官としては心していただかなければならぬと思ひます。これは別に答弁要りませんが、お願いを申し上げておきたいと思ひます。

○秋山長造君 自治省にちよつと二、三点お伺いしたいのですが、離島の場合、交付税とか、あるいは起債だとか、そういうものについて何か他と違つた措置がとられておりますか。と申しますのは、離島は大体非常におくれているというところが一般論として言えると思ひます。それだけ住民の所得が非常に低い。したがって、税収はもとよりほとんど見るべきものはない。そこ

で、この交付税に勢いたよる。ところが、交付税もそれほど多くないといふことになりまして、いろいろな形の税外負担が非常に多いのです。あるいは、労働力率というふうなことも含めての税外負担ですから、税外負担の金額は、これはおそろく、集計して見ても、その膨大な額にはならぬと思ひます。その負担能力がない。――ないけれども、しかし、その負担能力のない一般島民に対する税外負担としては、非常に重い税外負担がかかつていふと思ひます。自治省の方針として、本年度から財政計画に、まさに税外負担を整理していくという、特別なワケまで作つて税外負担の整理をやられるといふことなんです。こういうことがこのういうおくれた離島まで徹底し得るのかどうか。徹底してもらわなければならぬ。しかし、それはただ、今のままで税外負担をいくら抑えろと言つても、おそろく無理で、とても自治省なんかで捕捉できぬようないろいろな名目のあの手この手の税外負担が伝統的にいろいろかかつていふ。そこでどうしても、これを何とか解決する道と

いつたら、交付税あたりで離島のほうに離島補正を新設してくれといふことをしきりに言つていふわけなんです。それから起債なんかにしても、一件について工事費というものが制限額が非常に高い。本土のほうでは一般的にはそれほど高いわけではないけれども、貧困な離島にすれば一件の金額が高い。そのために、起債のワケにからないような小さな起債をもらいたい事業が非常に多い。そういう点についてやはり考へてやらなければいかぬのじやないかと思ひますが、その点どうですか。

○政府委員(大上君) ただいまのお話、われわれのほうといたしましては、どこまでも、お説のとおり、税外負担をいよいよ是正していくという根本方針と同時に、そういう離島、または辺地と申しますか、こういう僻地に對しましては、特別な、これまで先生のお話のとおり、補正と申しますか、補充をしていきたいという根本方針を打ち出して、作業を進めております。したがって、これについての具体的な、さすればこれをどうするか、あるいはこれをどういふふうにもつていくのかといふような細部については、幸いにして局長が来ておりますので、局長から説明いたさせていただきます。根本はお説のような方針で進んでおります。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県につきましては、普通交付税で僻地補正等を行なつておられるわけでありまして、主として僻地手当等を算入するためでありまして、投資的経費を充実にするという意味においては、あるいは十分でないかもしれませんが、他方格差是正という意味で、御承知のとおり一種地から二十種地まで区分しております部分につきましては、すでに三十五年度において、府県においては十三種地以下のもものは全部十三種地まで引き上げて計算するといふように切りかえをいたしておられるわけでありまして、市町村につきましては、三十六年度からその方法で始めておられるわけでありまして、三十七年度以降についても、その方針を続けておられるわけでございます。十種地以下市町村の基準財政需要額を十種地並みに計算していくというふうな考へ方をとりまして、百七十三億四千万

わけでありまして、その四分の一、四十三億四千万を三十七年度においても是正していく、今後におきましても同じような考へ方をしていく考へであります。幸いにして財政状況の好転が、ずっと今の傾向をたどつていくとしますならば、大体五年ぐらいで十種地並みに計算していただける。三十六年度から始めまして、五カ年計画で解決したい。そういう気持で作業をしておられるわけでございます。

なお、地方債の問題につきましましては、もともと特別な事業につきましましては、国庫負担の加算が行なわれていふわけでありまして、地元負担が少なくなつていふだらうと思ひます。しかし、その地元負担につきましましては、一般的の方針で地方債の充てを行なうといふ方針をとつていられるわけでございます。なお、三十七年度からは、辺地における公共施設整備のための特別な地方債のワケを設けるということをしたわけでございます。この部分の元利償還額につきましましては、五七%を基準財政需要額に算入していくという考へ方を持っておられるわけでございます。

○秋山長造君 従来、離島のいろいろな事業に対する補助は、県が中心になつてやっておつたわけなんです。それがこの法律ができたために、国の補助率が上げられたわけなんです。その結果、地方の従来負担しておつたものが、国の補助率が上げられただけ軽減されるという理屈になるわけですね。その軽減されたものをそのまま、従来どおり府県が離島へつぎ込んでくれれば、これはそれだけ離島に総体として、離島の工事が前進するということになるのです。

れども、その実態は必ずしもそうではない、国の補助率が上がったことの差額だけでは、それだけ府県のはうが、今まで出していたのを今度は出し惜しみをすると、結局結果になっておるのが実情ではないか。そこで、離島振興法でなしに、府県振興法だというよりな皮肉を言われるような面が出てくるのじゃないかと思ふ。で、私も正確なことを調べたわけじゃないけれども、話に聞くところによれば、国の補助率が引き上げられた後においても、依然として従来どおり、あるいは従来以上の補助を地方団体でやっているところというのは、加藤先生の東京部、網島先生の長崎県くらいのもので、その他は大体、熱意が必ずしもないとは言えぬが、やはり地方財政が苦しいためにそうなるのでしょ。けれども、国の補助率が引き上げられた意図だけは、県のはうはそれだけ手を抜いているという実情になつては行かないかということをお聞きしますが、それではちつとも離島振興にならぬので、ただ県がやっておったのを国が肩がわりをするというふうに終つてしまふので、そこら辺の実情を把握しておられますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 離島振興の問題にいたしましても、後進地域の開発にいたしましても、同じ問題だと思ふのですけれども、補助率を引き上げるといふことは、その事業を受け入れやすいようにするだけにとどまる問題だと思ふのであります。やはり、あわせて事業分量を多く持つていかなければ、意味をなさないと思ふのであります。画々相まつて、初めて離島振興なり後進地域の開発なりが、その目的を達することになると思ふのであります。

す。そういう意味で私たちは、事業分金の傾斜的配分ということに非常な強主張して参つております。そのことが、はたしてこの数年間の経過を見て十分であるかないか、これは私は十分論議のあるところだと思ひます。幸いに政府も、格差是正ということに力を注いでおりますが、予算編成等でもそういう方面に努力をしていくていふと思ふのですけれども、そういう意味で私たちは、今後はさらに両々相全うできるように努力していかなければならぬと思つております。そうすれば、秋山さんが御指摘になりましたような点も、おのずから解消していくのじゃないか、こう思つております。

○秋山長造君 局長の御説明を聞くところ、全く一つのすきもないことになつておるのだけれども、実情は必ずしもおつしやるようになっていない、必ずしもいふやうな、大体なつていないと思ふのです。そこで、そういう方針で自治省がやつていけるならば、たとへば今度の地方財政計画などの地方の事業費にしても、そこらの点を配慮して、事業費のワクというものは策定されておるのかどうか。それから、さらにこの問題について、その地方に対して、自治省として強い行政指導をなさつておるのかどうかということ。それからもう一つは、さっきの話に返るのですけれども、離島におけるいろいろな種類の税外負担というやうなものについて、その実態を離島について自治省あたりで何かつかんでおられるような資料があるかどうか。この三点について。

問題にならうかと思ふのであります。公共事業費の配分のいかんにかんづつと考へております。したがひまして、地方財政運営上は、後進地域にそれらの事業を多額に持つていつても、それを現実に入れられることが容易であるやうな措置をとつていかなければならぬ、こう思ふのであります。基準財政需要額を計算いたします場合には、離島でありますとか、あるいは後進地域でありますとかいふ地域については、国庫負担率が加算されておりますから、地方負担は少なくなるわけでありまして、普通の地方負担があるものとして、基準財政需要額の算定をしております。したがひまして、かさ上げの制度があるといふことは、これらの団体にとつて魅力のある制度になつておる。比較的それらの仕事を実施しやすい結果になつておる、こういうことがあるのじやなからうかと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 基本的に、国の予算をどう配分するかという

ないかと思つております。

○委員長(小林武治君) これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。

離島振興法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小林武治君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致を以て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましましては、先例によりこれを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小林武治君) なお、この際理事の辞任許可に關しお諮りいたします。

野上君より理事を辞任したい旨の届出がありましたので、これを許可

することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、さよう決しました。

○委員長(小林武治君) つきましては、直ちにその補欠を互選したいと存じますが、その指名を委員長に御一任願ひすることとして御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(小林武治君) 御異議ないと認め、館君を理事に指名いたします。

○委員長(小林武治君) 次に、地方交付税法の一部を改正する等の法律案及び地方税法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括議題として、提案理由の説明を聴取いたします。

あつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始め。大上自治政務次官。

○政府委員(大上君) ただいま議題となりました、地方交付税法の一部を改正する等の法律案の提案理由とその要旨を御説明申し上げます。

明年度は、地方公務員の退職年金制度の創設を初めとして、地方団体の財政需要が増高いたしますので、地方交付税の率を引上げる必要があります。また、このことと関連いたしまして、昭和三十五年度以降住民税の減税に伴う地方財政の状況にかんがみ、当分の間の措置として交付されて参りました臨時地方特別交付金を廃止することが適当であると考えられるのであります。

次に、明年度は、道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業を初めとする

各種公共事業や、社会保障制度の拡充に伴う地方団体の所要経費をまかなうための財源及び昨年十月から実施されました地方公務員の給与改定の平年度化等により増加する給与費に対応する財源を、関係地方団体に付与する必要がありま。

また、明年度は、国税三税の増加や本年度からの百億円の繰り越しによつて地方交付税の総額も相当増加いたしますので、この際関係基準財政需要額を増額して、さらに地方行政水準の向上を企図することが適当であると考へられます。

このほか、昭和三十八年度から昭和四十年までの間に於ける高等学校生徒の急増に対処するための特例として、基準財政需要額の加算の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。

次に、この法律案の内容の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一は、地方交付税法の改正に関する事項であります。

その一は、地方交付税の率を引き上げることであります。国税三税に対する地方交付税の率は、昭和三十四年度以降百分の二十八・五とされておりますが、地方公務員の退職年金制度の創設その他明年度の地方財政の状況全般を勘案いたしまして、昭和三十七年度からこれを百分の二十八・九と、〇・四引き上げることとしたのであります。

その二は、単位費用を引き上げて基準財政需要額を増額することであり、道府県分につきましては、(イ) 道路整備五カ年計画に基づく道路整備事業

の実施その他公共投資の充実に必要な財源を付与するため、道路費、農業行政費及び林野行政費の単位費用を引き上げ、(ロ) さらに、投資的経費を包括的に算入するため、その他の諸費の人口及び面積を測定単位とするものにかかる単位費用を引き上げることとしたのであります。市町村分につきましては、道路及び街路、公園、公共下水道、屎尿処理施設等都市における施設の整備に要する経費及び農山漁村における投資的経費の拡充をはかるため、道路費、都市計画費、衛生費、農業行政費及びその他の産業経済費の単位費用を引き上げることとしております。

さらに、道府県分、市町村分を通じて、(イ) 生活保護基準の引き上げ、結核予防行政の充実、失業対策事業にかかると労働費の引き上げ等により増加する社会保障関係経費の財源を付与するため、生活保護費、社会福祉費、衛生費及び労働費にかかる単位費用を引き上げ、(ロ) 税外負担の解消をさらに促進するため、道府県分、市町村分を通じて高等学校費にかかると単位費用を、市町村分についてはさらに小学校費、中学校費等の単位費用等を、それぞれ引き上げることとし、そのほか、(イ) 地方公務員の退職年金制度の創設、給与改定の平年度化、昇給等に要する経費の財源を基準財政需要額に算入するため、関係行政項目の単位費用を引き上げることとしたのであります。

その三は、補正方法の改正に関する事項であります。道府県分につきましては、(イ) 河川費、港湾費及びその他の土木費のうち、海岸保全施設の延長を測定単位とするものにつき、これらの測定単位により算定される投資的経

費を、より各道府県の財政需要の実態に適合させるため、新たに当該道府県の人口または事業費と当該測定単位の数値との割合を基礎とした密度補正を行なうこととし、(ロ) 高等学校費について、測定単位として新たに教職員数を設けたため、これについて種別補正その他の補正を行なうこととしたのであります。市町村分におきましては、府県分と同様、港湾費に事業費を基礎として密度補正を適用するほか、高等学校費について測定単位の新設に伴い所要の補正を行なうこととしております。

なお、今後補正係数を定めるにあたりましては、弱小の市町村に対する財源の傾斜の充実ははかるため、都市的形態の度合いに応じて定めている顧客補正係数を改正し、その格差を縮小することとするほか、財政力に比し公債費負担の大きい市町村の公債費負担の軽減をはかるため、市町村が国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業の財源に充てるため起した地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入することにあたり、財政力補正を適用することとしたことを考えております。

その四は、測定単位の改正に関する事項であります。昨年の国会におきまして、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律が成立いたしましたので、高等学校に要する経費のうち、教職員の給与費につきましては、教職員数を測定単位として算定することとしたのであります。

その五は、高等学校生徒の急増対策に関する事項であります。御承知のとおり、昭和三十八年度から昭和四十年までの間に於きまして、中学校を卒業する生徒が急増いたしますので、地方団体といたしましては、これに対処するため、高等学校の新増設等、この整備を計画的に進めていく必要があるものであります。そこで政府は、明年度における整備事業費を総額百五十四億円と見積り、これについて所要の財源措置を講ずることとしたのであります。すなわち、この百五十四億円のうち、十三億円を国庫支出金で、五十億円を地方債で措置することとし、残額の九十一億円は、これを基準財政需要額に算入することとしたのであります。

すなわち、本法律案の附則におきまして、昭和三十七年度の特例措置として高等学校生徒急増対策費を設けることとし、昭和三十八年度から昭和四十年までの間に増加すると見られる高等学校生徒数を測定単位として所要の経費を算定し、これを基準財政需要額に加算することとしたのであります。なお、高等学校生徒急増対策費は、原則として道府県について算定するものとし、例外として、五大都市につきましては、その生徒数を基礎として所要の経費を算定することとしたのであります。また、私立学校に對しては、この期間中に急増する生徒の一部の収容を期待しておりますので、私立の高等学校の増加生徒数を測定単位として、私立高校援助のための都道府県の所要経費を算定することとしたのであります。

その六は、基準財政収入額の算定方法の改正に関する事項であります。すなわち、別に御審議いただいております地方税制度の改正によりまして、住民税、たばこ消費税の課税方法が改められますので、基準財政収入額の算定

方法も、これに応じてその一部を改めることとした次第であります。第二は、臨時地方特別交付金に関する法律の廃止に関する事項であります。今回、明年度の地方財政の状況全般を考慮して、地方交付税率の引き上げを行なうこととしたし、これに伴い、臨時地方特別交付金を廃止することとしたのであります。

なお、以上の改正に関連いたしました関係法律の規定の一部を改正することとしたのであります。以上が地方交付税法の一部を改正する等の法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次いで、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、戦後累次にわたる改正により住民の税負担の軽減合理化を行なつて参つたのであります。最近の経済発展に伴い、国民所得の水準も向上し、地方税においても自然増収が相当見込まれることとなつたことにもかんがみ、さらにその軽減合理化をはかることが適当であると存んずるのであります。

ただ、地方財政は、経済の好況と財政健全化措置と相俟つて逐次好転して参つてはおりますものの、地方の行政水準はなお低く、すみやかにこれを引き上げていく必要も大きいのであります。したがって、地方税制については、このような地方財政の実態を考慮しながら、次に述べるような方針に基づいて、住民負担の軽減合理化を実

現する生徒が急増いたしますので、地方団体といたしましては、これに対処するため、高等学校の新増設等、この整備を計画的に進めていく必要があるものであります。そこで政府は、明年度における整備事業費を総額百五十四億円と見積り、これについて所要の財源措置を講ずることとしたのであります。すなわち、この百五十四億円のうち、十三億円を国庫支出金で、五十億円を地方債で措置することとし、残額の九十一億円は、これを基準財政需要額に算入することとしたのであります。

すなわち、本法律案の附則におきまして、昭和三十七年度の特例措置として高等学校生徒急増対策費を設けることとし、昭和三十八年度から昭和四十年までの間に増加すると見られる高等学校生徒数を測定単位として所要の経費を算定し、これを基準財政需要額に加算することとしたのであります。なお、高等学校生徒急増対策費は、原則として道府県について算定するものとし、例外として、五大都市につきましては、その生徒数を基礎として所要の経費を算定することとしたのであります。また、私立学校に對しては、この期間中に急増する生徒の一部の収容を期待しておりますので、私立の高等学校の増加生徒数を測定単位として、私立高校援助のための都道府県の所要経費を算定することとしたのであります。

その六は、基準財政収入額の算定方法の改正に関する事項であります。すなわち、別に御審議いただいております地方税制度の改正によりまして、住民税、たばこ消費税の課税方法が改められますので、基準財政収入額の算定

方法も、これに応じてその一部を改めることとした次第であります。第二は、臨時地方特別交付金に関する法律の廃止に関する事項であります。今回、明年度の地方財政の状況全般を考慮して、地方交付税率の引き上げを行なうこととしたし、これに伴い、臨時地方特別交付金を廃止することとしたのであります。

なお、以上の改正に関連いたしました関係法律の規定の一部を改正することとしたのであります。以上が地方交付税法の一部を改正する等の法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次いで、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

地方税制につきましては、戦後累次にわたる改正により住民の税負担の軽減合理化を行なつて参つたのであります。最近の経済発展に伴い、国民所得の水準も向上し、地方税においても自然増収が相当見込まれることとなつたことにもかんがみ、さらにその軽減合理化をはかることが適当であると存んずるのであります。

ただ、地方財政は、経済の好況と財政健全化措置と相俟つて逐次好転して参つてはおりますものの、地方の行政水準はなお低く、すみやかにこれを引き上げていく必要も大きいのであります。したがって、地方税制については、このような地方財政の実態を考慮しながら、次に述べるような方針に基づいて、住民負担の軽減合理化を実

現する生徒が急増いたしますので、地方団体といたしましては、これに対処するため、高等学校の新増設等、この整備を計画的に進めていく必要があるものであります。そこで政府は、明年度における整備事業費を総額百五十四億円と見積り、これについて所要の財源措置を講ずることとしたのであります。すなわち、この百五十四億円のうち、十三億円を国庫支出金で、五十億円を地方債で措置することとし、残額の九十一億円は、これを基準財政需要額に算入することとしたのであります。

すなわち、本法律案の附則におきまして、昭和三十七年度の特例措置として高等学校生徒急増対策費を設けることとし、昭和三十八年度から昭和四十年までの間に増加すると見られる高等学校生徒数を測定単位として所要の経費を算定し、これを基準財政需要額に加算することとしたのであります。なお、高等学校生徒急増対策費は、原則として道府県について算定するものとし、例外として、五大都市につきましては、その生徒数を基礎として所要の経費を算定することとしたのであります。また、私立学校に對しては、この期間中に急増する生徒の一部の収容を期待しておりますので、私立の高等学校の増加生徒数を測定単位として、私立高校援助のための都道府県の所要経費を算定することとしたのであります。

現するとともに、地方財政の自主性、健全性をさらに進めるために、国、地方団体間の税源配分の適正化をはかり、地方独立財源の充実をはかるために、所要の改正を行なうこととしたのであります。

今回の改正による減税規模は、平年度四百二十二億円、初年度二百七十三億円でありますが、あわせて国と地方団体との間に税源配分の適正化措置を講じることとしたので、地方独立財源が充実し、平年度百五億円、初年度八十二億円の増収となり、差引平年度において減収額三百七十七億円、初年度において減収額百九十一億円であります。

改正方針の第一は、大衆負担、中小企業者の負担の軽減合理化のため地方税の減税を行なうこととあります。そのために、個人の市町村民税の所得割について低所得者に対する税率の緩和、中小企業者に対する事業税の税率の引き下げ、料理飲食等消費税の負担の軽減、電気ガス税の税率の引き下げ等、所要の改正を行なうこととしたのであります。

方針の第二は、税源配分及び税源偏属の適正化をはかることとあります。所得税との総合負担を軽減する方向で、別途所得税の一部を都道府県に移譲し道府県民税の所得割の税率を改正することと相俟って、たばこ消費税の税率の引き上げ及びその課税標準の合理化等をはかるとともに、入場税の地方譲与の制度を廃止することとしたのであります。

方針の第三は、税負担の均衡化の推進等税制の合理化をはかることとあります。住民税、不動産取得税、娯楽

施設利用税、自動車税、固定資産税、電気ガス税、国民健康保険税等の税率の引き下げ、非課税の範囲及び課税標準の特例の合理化等を行なうこととしたのであります。

方針の第四は、固定資産の評価制度の改正の実施に伴う準備措置を行なうこととあります。そのために、中央及び地方に固定資産評価審議会を設置する等、所要の改正を行なうこととしたのであります。

以下その内容の概略を御説明申し上げます。

第一は、住民税に関する事項であります。その一は、市町村民税所得割についてであります。低所得者に対する適用される市町村民税所得割の税率の緩和をはかるため、準拠税率における課税所得七十万円以下の段階区分の改正を行なうとともに、本文方式採用市町村とただし書方式採用市町村との間における市町村民税負担の不均衡をできる限り是正するため、ただし書方式採用市町村における扶養親族の数に應ずる税額控除について、六百円の標準額を法定することとしたのであります。なお、税率の緩和の改正については、昭和三十八年度分の個人の市町村民税から適用することとしてあります。

その二は、個人の住民税についてであります。現在、障害者、未成年者、老年者及び寡婦については、前年中の所得が十五万円以下である場合に限り非課税としておりますのを、十八万円に引き上げるとともに、障害者、老年者、寡婦及び勤労学生に対する道府県民税の税額控除の額を現行四百円から千円に引き上げ、その負担の軽減をは

かることにしております。なお、個人の住民税における配当控除の制度につきましては、国税における配当課税の取り扱いについての根本的検討の結果が出されるまでの間、さしあたり国税における配当控除の率に対応して配当控除を行なうこととしたのであります。

第二は、事業税に関する事項であります。その一は、個人事業税についてであります。個人事業税の税率につきましては、第一種事業にあつては五パーセントに、第二種事業にあつては四パーセントに、第三種事業にあつては五パーセントまたは三パーセントに、それぞれ引き下げ負担の軽減をはかることとしたのであります。なお、新たに事業用資産の譲渡による損失についての控除の制度を設け、所得の計算の合理化をはかることとしてあります。

その二は、法人事業税についてであります。法人事業税の税率につきましても、普通法人の所得のうち、年百万円以下の金額について六パーセント、百万円超二百万円以下の金額について九パーセント、それぞれ引き下げて、中小法人の税負担の軽減をはかるとともに、段階税率の整理簡素化を行なうこととしたのであります。特別法人につきましても、その税率を、所得のうち、年百万円以下の金額について六パーセント、百万円超の金額について八パーセントに引き下げることにいたしました。なお、現在三以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人で資本または出資の金額が五百万円以上のものに対しては、軽減税率を適用しないこととしてあります。その資本または出資の金額による

区分を千万円以上に改め、千万円未満の中小法人に対しても軽減税率を適用することとし、負担の均衡化をはかることとあります。また、税源偏属の適正化をはかる措置の一環として、製造業を行なう分割法人で資本または出資の金額が一億円以上であるものの分割基準である従業者の数につき、その本社の従業者の数を二分の一として算定するよう改めてあります。

第三は、不動産取得税についてであります。税負担の均衡化を推進する等のために、非課税の範囲、課税標準の特例について合理化をはかったのであります。また、学校法人が設置する寄宿舎並びに民法法人、宗教法人及び社会福祉法人が設置する幼稚園の用に供する不動産の取得、中小企業工場集団化のための事業協同組合等による不動産の取得等に対しては不動産取得税を課さないこととするともに、農林漁業及び中小企業経営の近代化または合理化のための農林漁業協同組合及び中小企業協同組合の特定の共同施設で国の助成にかかるとするものの取得については課税標準の特例により負担の軽減を行なうこととしてあります。

第四は、娯楽施設利用税についてであります。娯楽施設利用税につきましても、入場税の税率との均衡上、舞踏場等で利用料金を課税標準とするものの標準税率を百分の十五から百分の十に引き下げることにいたしました。

第五は、たばこ消費税についてであります。国と地方団体及び地方団体相互の間における税源配分の適正化をはかる措置の一環として、地方の独立財源の充実をはかるため、道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の税率

をそれぞれ一パーセント引き上げるとともに、その課税標準を公社が小売人に対して売り渡した製造たばこの数量に全国平均小売価格を乗じた額に改め、その合理化を行なうこととあります。

第六は、料理飲食等消費税についてであります。料理飲食等消費税の負担の軽減と課税の合理化を行なうことを目的として、その税率につき、現行の場所による税率適用区分を廃止し、一人一回の消費金額が三千円をこえる場合には一五パーセント、それ以下の場合には一〇パーセントとするとともに、旅館における課税標準の特例の額を現行五百円から八百円に引き上げることとしたのであります。なお、旅館における宿泊の料金の税率については、消費金額による区分を行なうことなく、一律一〇パーセントといたします。

第七は、自動車税についてであります。小型自動車の税率について、総排気量により三つに区分し、総排気量の少ないものについて負担の軽減合理化を行なうこととしたのであります。

第八は、固定資産税についてであります。地方鉄道または軌道の都心乗り入れのためのトンネル、公共災害の防止のために設置する火災類取締法による土堤、防壁等及び地方鉄道または軌道の踏切保安施設等、学校法人が設置する寄宿舎並びに民法法人、宗教法人または社会福祉法人が設置する幼稚園の用に供する固定資産については固定資産税を課さないものとするとともに、鉱工業技術研究組合の試験研究用の機械装置、国内路線を運航する航空機、立体交差化施設並びに農林漁業及び中小企業の近代化または合理化のため共同利用の用に供する機械設備等に

ついて課税標準の特例を設け、負担の軽減合理化を行なうこととしたしております。また、新設大規模模範資産に対して課する固定資産税の課税限度額の増額措置につきまして、その適用年度を一年度延長することとしたしております。

次に、固定資産税の課税の基礎となる固定資産の評価の適正均衡化をはかるため、さきに行なわれた固定資産評価制度調査会の答申の趣旨にのっとり固定資産の評価制度改正の実施態勢を整えるため、道府県知事または市町村長は自治大臣が定めた固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならぬものとし、また、自治省に中央固定資産評価審議会を、各道府県に道府県固定資産評価審議会を置くこととしたしております。

固定資産評価制度の改正は、各資産間及び市町村間における評価の不均衡を改善正するために行なおうとするものでありまして、もとよりこれによって増税をはからうとするものではありません。したがって、改正評価制度の実施に伴い、税率の引き下げ、課税標準の特例等の措置を講じ、税負担の変動の調整を行なうべきものと考えておりますが、その具体的な方法は、改正評価制度による実際評価額の変動状況等を勘案する必要があります。その実施前適当な機会に国会の御審議を願う所存であります。

第九は、電気ガス税についてであります。まず、大衆負担の軽減をはかるため、電気ガス税の税率を一個引き下げて百分の九としたのであります。なお、非課税の範囲の整理合理化を行なうこととし、非課税品目として新たに

バルブ等十六品目を追加し、塩化ビニリデン系繊維等二品目を削除し、新規重要産業にかかるプロピレンオキサイド等十品目について三年間の期限を付することとするともに、電気供給規程における料金割引の適用を受ける公衆街路灯に使用する電気及び農山漁村電気導入促進法による農林漁業団体が供給する電気に対しては電気ガス税を課さないものとしたしております。

第十は、鉱産税についてであります。中小鉱業者の負担軽減をはかるため、鉱産税に軽減税率として百分の〇・七の率を設け、一定の金額以下のものについて適用することとしたしております。

第十一は、国民健康保険税についてであります。国民健康保険事業に対する国庫負担金の負担割合が引き上げられたことに伴い、国民健康保険税の標準課税総額を療養の給付及び療養費の総額から一部負担金の額を控除した額の百分の八十に引き下げることとしたしております。

以下申し上げました諸事項のほか、税制の合理化その他規定の整備を行なうこととしたしております。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（小林武治君） 速記をとめて。

（速記中止）

○委員長（小林武治君） 速記を始め

本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

第二部

地方行政委員会會議錄第九号

昭和三十一年二月二十二日

【參議院】

昭和三十七年三月一日印刷

昭和三十七年三月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局